

助け合い・支え合いのできる地域づくり ～生活支援体制整備事業～

高齢者の一人暮らし、夫婦のみの世帯や認知症の高齢者が増加する中、日常生活の支援が必要になっても、いつまでも住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けられるような地域づくりを支援する「生活支援体制整備事業」について紹介します。
問長寿介護課 ☎ 448

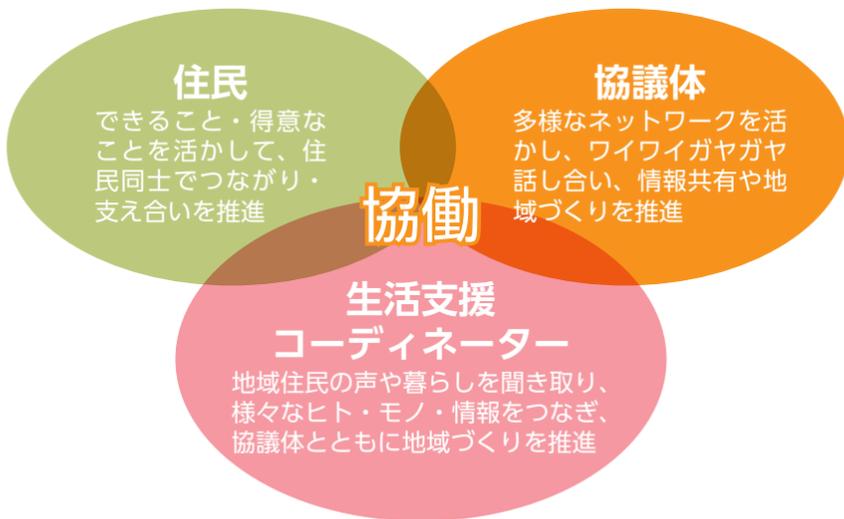
●住民の皆さんが主役

住民の皆さん、一人ひとりができることを活かし、お互いさまで支え合い・助け合う（互助）ことで、誰もが暮らしやすい地域づくりを支援する事業を進めています。

●住民の皆さんの思いをかたちに

住民の皆さんの支え合い・助け合い活動を支援する体制に「生活支援コーディネーター」と「協議体」があります。

市では、医療・介護のサービスの提供だけでなく、民間企業、NPO・ボランティアなどと連携しながら、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置など、高齢者の日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を行っています。



出典：埼玉県発行「生活支援体制整備『協働』スタイル～みんなの思いをかたちに～」

●八潮市の地域づくりを支援するチーム

協議体は、「地域にあったらいいな！」をかたちにするために、地域の仲間とつながり、話し合い、できることに取り組んでいく地域づくりのチームです。

地域づくりチーム
～八潮の東、助け合い(サポート)を大切に～ やしおの東サポート隊(東部) 東部地域包括支援センターやしお苑 ☎998-8895
～みんなが笑顔で集まれる場所をつくっていききたい～ にこっとよりあい会(西部) 西部地域包括支援センターケアセンター八潮 ☎994-5562
～困っている方を気にかけて～ 困(こま)ちゃん気かけ隊(南部) 南部地域包括支援センター埼玉回生病院 ☎999-7717
～「柔らかな雰囲気」と「親しみやすさ」を感じてもらえる～ ほくぶ花しあい隊(北部) 北部地域包括支援センターやしお寿苑 ☎930-5123

やしお暮らしのお役立ち帳を発行

高齢者の暮らしを支えるサービスを実施する事業者・店舗などの情報をまとめた冊子を作りました。

冊子は、市内公共施設、地域包括支援センターなどに設置しています。また、市ホームページからもダウンロードができます。



悪質商法にご用心！ご存じですか？ 八潮市消費生活センター

八潮市消費生活センターは、市民のための身近な消費生活相談の窓口です。

問商工観光課 ☎ 336

一人で悩まずお気軽に相談を

訪問販売や電話勧誘販売などによる契約のトラブルなど消費生活に関するさまざまな相談を受け付けています。

専門の相談員が状況に応じて、助言やあっせん（解決のための事業者との交渉のお手伝い）などを行っています。

相談は無料で、電話または面談で行っています。秘密は厳守します。

消費生活相談

☎ 毎週月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前10時～正午、午後1時～4時

☕ 八潮市消費生活センター（市役所内）※商工観光課で受付後、ご案内します。

☑ 市内在住・在勤・在学の個人、市内で活動を行う団体

●令和4年度相談内訳

【相談件数】 494件

【主な相談内容】 定期購入、賃貸住宅、屋根工事など

出前講座実施中

八潮市消費生活センターの相談員などが講師となり、消費生活に関する出前講座「だまされないぞ！～消費者被害から身を守る～」を行っています。

ぜひ、ご活用ください。

☑ 市内に在住・在勤・在学している5人以上の方で構成された団体・グループ

☎ 無料



クーリング・オフについて

いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みの撤回や、契約の解除ができる制度です。

令和4年6月1日から、書面のほかに、電子メールなどの電磁的記録でもクーリング・オフの通知を行うことが可能になりました。

クーリング・オフができる期間と取引

8日間	・訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールスなどを含む) ・電話勧誘販売 ・特定継続的役務提供(エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス) ・訪問購入(業者が消費者の自宅などを訪ね、商品の買い取りを行うもの)
20日間	・連鎖販売取引(マルチ商法など) ・業務提供誘引販売取引(内職商法、モニター商法など)

●クーリング・オフ期間は、申込書面または契約書面のいずれか早いほうを受け取った日から起算します。

●上記販売方法・取引でも条件によってはクーリング・オフできない場合があります。

●通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。

●クーリング・オフができる取引かどうか不明なときや、書き方や手続き方法が分からないときは、悩まず、すぐに消費生活センターへ相談しましょう。